# 税務・法律相談室

# 保証債務と時効





西村 オリエ

当社は、貸付先のA社が事実上倒産したのでその連帯保証人Bから分割弁済を受けて きましたが、最近A社の貸付債務の消滅時効が完成しました。その後もBの分割弁済 は継続していますが、今後、Bが消滅時効を援用した場合、Bの保証債務は消滅する のですか。BがA社の代表取締役である場合はどうですか。

## 保証人の一部弁済の効果

A社(主債務者)が一部弁済を行った場合には、 主債務の承認となり(民法§147③)、A社の借 入債務の消滅時効が進むことを止める効果(時効 中断)が生ずることはもちろん、その効果は保証 債務に及び(保証債務の附従性)、Bの保証債務 の消滅時効が中断します。

しかし、保証人が一部弁済を行った場合、保証 債務自体の消滅時効は中断しますが、この時効中 断の効力は債権者と保証人との間に生じるもので あり、主たる債務者には及びません(同§148)。

このことは、保証人が単なる保証人であっても 連帯保証人であっても同じですので、Bが一部弁 済を継続していてもA社の借入債務の消滅時効は 中断しません。

従って、Bが一部弁済を継続していても、あな たの会社(債権者)が他にA社の借入債務の消滅 時効が進むことを止める措置を講じない限り、一 定期間が経過すればA社の借入債務の消滅時効が 完成することになります。

#### 消滅時効の援用

Bが保証債務の一部弁済を継続している場合で あっても、BはA社の借入債務の消滅時効を援用 (同§145) することによってB自身の保証債務 の消滅を主張することができます。

また、BがA社の借入債務の消滅時効完成後も 一部弁済を継続してきたという場合であっても、 判例上、(1)主債務が時効消滅するか否かに関わ らず保証債務を履行する趣旨で弁済した(最判

1995.9.8) とか、(2)主債務者の債務承認を知っ て弁済した(最判1969.3.20)といった事情がな い限り、連帯保証人が主債務の消滅時効を援用す ることが認められています。

従って、本ケースでも、特に上記(1)や(2)と いった事情がない場合には、BがA社の借入債務 の消滅時効を援用することが認められ、B自身の 保証債務は消滅すると考えられます。

### Bが代表取締役であった場合

では、BがA社の代表取締役であった場合はどう でしょうか。この場合であっても、BはあくまでA 社の連帯保証人である以上、連帯保証人としての弁 済であることを明確にして一部弁済を行った場合に は上記と同様にA社の主債務の消滅時効は中断しま せん。しかし、Bが連帯保証人としての弁済である ことを明確にせずに一部弁済していた場合には、商 法504条の適用により、A社の主債務の弁済となり その消滅時効が中断すると考えられます。

#### 対策

以上より、あなたの会社としては、A社の借入 債務の消滅時効完成前に、たとえBによる一部弁 済が継続しているとしても、A社の債務承認書を 取得しておくとか、A社ないしBに対して裁判上 の請求(同§149)をする等の対策(同§147) を取っておくことをお勧めします。

また、BがA社の代表取締役である場合には、 Bから一部弁済をうける際にB個人としてのみな らず、A社及びB両者についての債務承認書を取 得することをお勧めします。